

Ⅲ 学 校 生 活

1. 生徒心得

この心得は、私達がよりよい学校生活を送るために定めたものです。これをもとに、高校生としての自覚をもって、規則正しい充実した生活を送るとともに、将来節度のある有為な社会人となるよう努力しましょう。

① 礼儀について

- ア. 年上の人に対しては、言葉遣い、態度に気をつけ、敬愛の心で接しましょう。
- イ. 生徒間においては、親愛の気持ちで接し、粗野な言動を慎み、努めて互いに挨拶を交しましょう。

② 公衆道徳について

- ア. すべての公共施設・設備などは、汚損することのないよう丁寧に取り扱うこと。
- イ. 他人のものは無断で使用しないこと。
- ウ. 団体行動については、各自が言動に気をつけ、全体の統制を乱さないこと。
- エ. 電車・バスなどを利用する時は、高校生としての品位をそこなわないように心がけること。
- オ. 講演・映画・演劇などの会場では、環境を乱すことや、品位をおとす言動をしないこと。
- カ. 携帯電話の使用マナーを守るとともに、他者の人権を侵害する投稿は厳に慎むこと。

③ 交通安全について

- 生命の尊さを自覚し、交通規則を確実に守り、特に次の事柄に注意すること。
- ア. 道路の歩行及び自転車運転の時には、横隊列を組まないこと。
 - イ. 自転車の二人乗り・無灯火・傘さし運転などはしないこと。
 - ウ. 信号・道路標識などを確認し、安全通行に努めること。
 - エ. 通学用自転車には指定のステッカーを貼り、自転車保険には必ず加入すること。
 - オ. 自転車運転の際にはヘルメットの着用に努めること。
 - カ. 通学に際して、キックボード（電動を含む）、スケートボード、インラインスケート等を利用しないこと。

④ 風紀について

- 学校の内外を問わず、秩序を乱すような行動は慎みましょう。
- ア. 法令で禁じられていることを含め、次の行為はしないこと。
 - (1) 暴力又は脅迫的な行為、及びそれらをおおる行為。
 - (2) いじめとみなされる行為、他者を誹謗中傷する書き込み、動画の投稿、盗撮。
 - (3) 性非行、風紀上、害ある書籍・雑誌などの所持及び閲覧。
 - (4) 飲酒・喫煙（所持を含む）、薬物の乱用。
 - (5) 自主規制違反、暴走、危険運転行為、交通加害事故。
 - (6) 考査不正行為。
 - (7) 不健全娯楽、風俗店等好ましくない場所への出入り。夜遊び、深夜徘徊および無断外泊。
 - (8) 恐喝、強要、ゆすり・たかり行為、賭博行為。

イ. 許可なく次の行為をしないこと。

- (1) 校内への危険物及び火気の持ち込み、使用。(ライター、花火、クラッカーを含む)
- (2) 金銭の貸借・徴収。
- (3) 施設の改変、汚損。
- (4) 在校時の無断外出・早退・欠課および所定時刻以後の居残り。
- (5) 登校時以外における校舎内の立ち入りおよび校具の使用。
- (6) 規定以外の服装による登校。
- (7) 校内で動画等を撮影したり、校外を問わず、制服姿や身元が特定できる動画等を SNS などに投稿したりする行為。

※以上の規定について違反した場合は、特別指導をする場合がある。

⑤ 服装、頭髪等について

制服は安曇川高校生としての身分と品位を表すものですから、常に正しく着用すること。本校では、服装や頭髪等について適宜「身だしなみ点検」を実施します。その基準をここに具体的に示しますので違反のないようにしてください。

制服着用については学校指定とし、夏季・冬季の服装は下記のとおりとします。

また、在学中は、改造された制服については、譲渡されたものを含め、一切着用を認めていません。

A. 夏季（5月1日～10月31日） B. 冬季（11月1日～4月30日）
とする。冬季は、通学時も含め、ネクタイ、リボンを常時着用すること。

ア. 夏季の服装

男子 学校指定のスラックス

学校指定のカッターシャツ（マーク入り）

女子 学校指定のスカートまたは学校指定女子用スラックス（夏用を着用してもよい）

学校指定のカッターシャツ（マーク入り）

イ. 冬季の服装

男子 学校指定の男子用ブレザー（左胸ポケットエンブレム） 指定ボタン

学校指定のスラックス

学校指定のカッターシャツ（マーク入り） 指定ネクタイ

学校指定のベストおよびセーター

女子 学校指定の女子用ブレザー（左胸ポケットエンブレム） 指定ボタン

学校指定のスカート（希望者は学校指定女子用スラックスを着用可）

学校指定のカッターシャツ（校章入り） 指定リボン

学校指定のベストおよびセーター

男女とも、学校指定のセーター・ベストを着用している場合はブレザーを脱いで、登下校や校内で過ごしても良い。行内では防寒具を脱ぐこと。寒く感じる場合は、中に着こむか、ブレザーを着用すること。また、全校集会・式典（始業式、終業式、入学式、卒業式）は必ず学校指定のブレザーを着用することとする。

女子で、スラックスを着用する場合に限り、リボンの代わりに男子制服用ネクタイを着用してもよい。

ウ. 靴下（男女）……通年

男女ともソックスを着用する。白・黒・紺・グレーの無地を原則とし、ルーズソックスは禁止とする。

女子の防寒用のタイツ、ストッキングの着用を認める。ただし華美にならないこと。

エ. 靴 (男女) …… 通年

黒色もしくは茶色の皮革製又は合成皮革製カジュアル型のローファを原則とするが、運動靴も認める。(ただし、降雨・降雪時はこの限りでない。) クロックス等の草履、サンダルは禁止とする。

オ. 防寒具 …… 冬季には通学時に防寒具の着用を認める。コート、ジャンパー等通学スタイルに合わせて着用してもよいが、華美にならないこと。ブレザーの下にパーカーなどを着込んでフードを出す等の着崩し、スカートの下にスエットパンツを履くなどの異装、校内での防寒具の着用は禁止とする。

カ. 頭髪その他 (男女共)

頭 髪 …… パーマ等 (カール・リーゼント、アイパー、アフロ、マッシュ等名称の如何を問わない) 手を加えることや、染色や脱色等色を変えることを禁止する。また、過度のツブブロック、バリカン等でラインを入れることやエクステンションを付ける等の加工、その他奇抜なヘアスタイルはこれを禁止とする。

顔・手 …… 額のそりこみ・眉毛のそり落とし・化粧・マニキュア・カラーコンタクト等の禁止。刺青(タトゥシールなどを含む)など、人為的に皮膚に装飾を施すものの禁止とします。

装飾品 …… ピアス・イヤリング・ブレスレット・指輪・ネックレス等の学習に不必要な装飾品、体育や実習等で身体の危険を及ぼす可能性のあるものも禁止とする。

キ. その他

- ・上履きは、学校指定のスリッパを使用する。
- ・体育時の服装および体育館シューズは学校指定のものを使用する。

⑥ 届け出・願い出について

ア. 届け出

次の各項については、速やかに所定の様式によって届け出ること。

(1) 欠席・遅刻・早退・欠課

怪我、病気等で継続して一週間以上欠席する場合は、診断書などを添えること。

(2) 忌引

期間は次の通りとする。

実(養)父母	7日以内	曾(高)祖父母	2日以内
祖父母	3日以内	伯叔父母	1日以内
兄弟姉妹	3日以内	その他の同居家族	1日以内

(3) 姓名、住所、保護者などの変更又は異動があったとき

(4) やむ得ぬ理由がある場合の自宅以外から通学するとき

(5) 本人又は、家族等に伝染病が発生したとき

(6) 交通違反、および事故が発生したとき

(7) 校外における他の催しに参加するとき

イ. 願い出

次の各項については、所定の様式によって願い出ること。

(1) アルバイトを始めるとき

(2) 学校名又はそれを冠した団体名での校外団体への催しへの参加、加入するとき

(3) 追考査・再考査の受験を希望するとき

- (4) 休学・転学・退学・復学を希望するとき
- (5) 自動車教習所へ入所するとき（おおむね3年次進路が確定した11月以降）
- (6) 通学用自転車を新たに登録する場合や自転車を乗り換えたとき
- (7) 校内で文書などを掲示、陳列するとき

2. 在学中に成年年齢に達した生徒の指導について

民法の一部改正により、成年年齢が18歳に引き下げられました。成年年齢に達した生徒に対する在学中の指導については「生徒が成年年齢に達しているか否かにかかわらず、父母等との連携の下で生徒指導を行うことが重要」（令和元年12月17日付文部科学省初等中等教育局）としています。よって、本校では、生徒が成年年齢に達した後も、従来どおり保護者等としての理解と協力を得て、在学中はこの生徒心得やその他の規則に則り、同様に指導します。

3. アルバイトについて

高校生のアルバイトは、原則禁止としています。しかし、家庭の経済的事情等によりアルバイトをしなければならない場合には、次の規定を守ってください。

- ア. 業種、雇用者、従業員の状況を十分に考慮し、電話等で安易に申し込まないこと。
- イ. 保護者、雇用主の承認依頼書を添えて学校に申請し、承認を得てから就業すること。
- ウ. 次の職務のアルバイトはしてはいけない。
 - ① 年少者の就業が認められていないもの
 - ② 人命に関わる責任が問われる監視など
 - ③ 学校が認めない自動車やバイクを使用するもの
 - ④ 勤務時間帯が午後8時を超えるもの、また超える可能性のあるもの
 - ⑤ 1日の勤務時間が8時間以上のもの
 - ⑥ その他、高校生がアルバイトをするにふさわしくないもの
- エ. 過年度不合格科目のある者、定期考査の成績不振者のアルバイトは原則禁止とする。
- オ. 1学年の生徒は入学後一定期間、アルバイトの申請を受理しない。

4. 携帯電話・学習用タブレット端末の使用について

携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等については、諸事情を考慮し、生徒本人と保護者等の責任において利用するものとします。昨今、携帯電話やスマートフォンに関わる犯罪やトラブルが社会問題となっていることや、スマホ依存、ゲーム依存によって生活や学習に深刻な影響を及ぼしている例も見られます。利用について生徒本人と保護者で十分話し合い、家庭でのルールを作ったうえで適切に利用してください。また、学習用タブレット端末についても、本来の目的外に使用してはいけません。本校では、次の行為があったときは、これを厳しく指導、注意します。

- ① 許可なく授業中に携帯電話、タブレット端末を使用したとき。
- ② 考査中の使用、所持、着信音（バイブレーション機能を含む）を鳴動させたとき
- ③ カメラ機能を用いて、許可なく他人の写真や動画を撮影したとき。
- ④ SNSや動画サイト等への個人情報の投稿、他者への誹謗中傷などの書き込みをしたり、位置情報共有アプリ等を不正に利用して他者のプライバシーを侵害したとき
- ⑤ 許可なく校内で動画等を撮影したり、校内外を問わず、制服姿や身元が特定できる動画等をSNSなどに投稿したとき。
- ⑥ ゲームや動画サイトの過度の閲覧、出会い系、JKビジネスなどの不適切な利用があったとき。

5. 警察署との連絡制度について

生徒の健全育成および非行の防止、並びに生徒を犯罪から保護する観点より、県警と教育委員会（学校）では連絡制度を運用しています。警察署と学校では、生徒の安全確保対策や個々の生徒の非行、問題行動の内容などの情報交換、教育的指導の観点から、意見交換などを定期的に行っています。学校外で警察に補導された場合は、この連絡制度の内容に基づいて当該生徒に対して指導、注意をします。

6. 自家用自動車の普通免許の取得について

高校生の交通事故の根絶を願い滋賀県公立高等学校PTA連合会と県内の高等学校では、原付および自動二輪、自家用自動車の普通免許の取得を一切認めない「3+1ない運動」を展開してきました。「3+1ない運動」とは

- | | | |
|-----------|---|-----------------|
| ● 免許はとらない | | ● 親は子どもの要求に負けない |
| ● 買わない | + | |
| ● 乗らない | | |

を守ることで、事故をなくそうということです。本校もこの運動に取り組んでいます。

自家用自動車普通免許の取得および自動車教習所（学校）への通所についての規定

PTAの自主規制の趣旨にのっとり、在学中は原付免許及び自動二輪免許並びに自家用自動車普通免許を取得してはならない。ただし、3年生においては特に進路を考慮し、自動車教習所（学校）への入所・通所は、以下の規定に従うこと。

1. 自動車教習所（学校）の入所希望者は、本人・保護者連名で学校へ申請書を提出し、学級担任の指導を受けた後、自動車教習所（学校）への入所を申し込むこと。
2. 自動車教習所（学校）への通所は、何よりも学業が最優先であり、学業に差し障りのないように行動すること。
3. 自動車教習所（学校）入所許可申請時に、過年度不合格や、または欠点科目のある生徒は教習所の入所は認めない。
4. 自動車教習所（学校）への入所は、二学期々末考査後の評価が出された後で、進路が既に決定し規定を満たしている場合にのみ認める。
5. 考査1週間前の学習徹底週間・考査期間中は、自動車教習所（学校）への通所は認めない。検定も認めない。

※ 期間、手続きなど、この規定に反して、教習所へ入所し、または、免許を取得した生徒は、特別指導等がある。

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用の努力義務が課されました。自転車事故のうち、死亡、重症に至る事故の多くが頭部損傷によるものです。自身の安全のために、通学等に自転車を使用する場合は、乗車用ヘルメットの着用をお願いします。

7. 部活動について

本校には次の部活動があります。

- 【体育系】 バスケット（男）、柔道、剣道、ソフトテニス（男）、卓球、陸上競技、スキー、
野球（男）、サッカー（男） ウェイトリフティング、バドミントン（女）
【文化系】 書道、美術、吹奏楽、E.S.S、ビジネス研究、茶華道

8. 部活動に係る活動方針（抜粋）

1 基本方針

部活動は好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感を涵養するために有効な教育活動である。また、本校においては、基本的な生活習慣を確立する上でも有意義なものであると位置づけている。

2 適切な運営のための体制整備

- ・部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、および参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、管理職に提出する。
- ・校内の部活動組織および活動内容を設定、明記し生徒・保護者にホームページ等で公表する。
- ・校外活動、部費等の会計処理、部活指導員や外部指導者の活用等については、別に定めるガイドラインに従い、適切な運営を行う。

3 合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進

- ・部活動顧問は、指導方針や目標設定、活動メニュー等について、学校教育目標や活動方針を十分に考慮し、効果的な内容を生徒とともに設定する。
- ・部活動顧問は生徒の健康状態を把握し、生徒への安全指導を適切に行うとともに、生徒自身が危険を予見し、回避する能力と態度を身に付けるよう指導する。
- ・校長、部活動顧問、その他の学校関係者は日頃より体罰防止、ハラスメントの根絶に努め、それに向けた具体的な取り組みを行う。
- ・部活動顧問は、事故防止に万全を期すとともに、緊急時対応や救急処置の明確化、関係者への連絡体制の確立に努める。
- ・部活動の合理的でかつ効率的、効果的な活動の推進のため、必要に応じて保護者および地域と連携する。

4 活動日・休養日

活動日は、生徒の体力や技能に応じ、過重負担とならぬよう、また、成長期にある生徒が運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送れるよう、以下を基準とする。

本校における活動日・休養日の基準	
活動時間	平日はおおむね3時間以内、週休日および学校の休業日はおおむね4時間以内とする。
休養日	週1日以上。それに加え、週休日については4週あたり2日以上を休養日とする。
	大会などの日程の関係で予定をしていた週休日等の休養日に活動をする場合は、その前後2週間のうちに休養日を設定する。
・朝練習は原則行わない	
・部活動の競技・部門・種目などの特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動に係る基準を適用することが困難な場合、その取扱いは学校長の承認を得る。	

5 学校単位で参加する大会・試合、コンクール等

- ・部活動が参加する大会については、校長が、その内容や生徒、部活動顧問の負担を考慮し、参加する大会を精査するよう努める。